一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町福知字ヨシノ二二三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヨシノ二二三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年七月三十日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町塩田字立サコ六八八の一から六八八の五まで、六八八の一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字立サコ六八八の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年七月三十日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町高生田字奥山田五九一、五九二の三、五九三の一から五九三の三まで、五九五、五九六、五九七の一から五九七の三まで、五九八の一から五九八の四まで、五九九、六〇〇の一、六〇〇の二、六〇一から六〇三まで、六〇六、六〇七、字小谷六七、字扇谷一〇〇、一〇一、一〇二の一、一〇三の一、一〇三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山田五九七の一・五九八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五九三の一から五九三の三まで、五九七の二、五九七の三、五九八の三、五九八の四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年七月三十日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町内海字ワラゴ一四七の一、一四八から一五一まで、一五一の一、一五二の一から一五二の九まで、一五三の一、一五三の三、一五四の一、一五五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ワラゴ一四七の一・一四八・一五三の一・一五三の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百四十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年七月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十六年七月三十日
国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道	守口市大日町二丁目五一番一〇から同市大日町四丁目二番七まで	平成二十六年七月三十日二十三時

○東北地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年七月三十日
東北地方整備局長　縄田　正
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前四五番二から同町志津川字新井田四九番一まで	前	A 一一・〇二～三〇・四六	一・二三〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一一・〇二～三〇・四六	一・二三〇	
		B 一三・五〇～三〇・四六	一・五二〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年七月三十日
東北地方整備局長　縄田　正
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保三六番二から同町志津川字十日町八〇番まで	前	A 九・三六～八〇・一二	一・二三〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 九・三六～八〇・一二	一・二三〇	
		B 一〇・五〇～一〇〇・八〇	一・五二〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所